

広島県選挙管理委員会告示第七十八号

平成二十一年十一月八日執行の広島県議会議員広島市南区選挙区、広島市西区選挙区及び三原市世羅郡選挙区補欠選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定により候補者一人が支出することのできる選挙運動に関する支出の金額は、次のとおりである。

平成二十一年十月三十日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

選挙区	金額
広島市南区	六、九八一、五〇〇円
広島市西区	六、九六一、四〇〇円
三原市世羅郡	六、六五六、五〇〇円